

精神障害者保健福祉手帳の申請手順について

<対象者>

精神疾患があり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方で、初めて精神科にかかってから半年以上経過している方（病名によっては一部対象とならないものがあります）

<申請手続きの流れ>

1. 下記の書類を準備します。

①申請書

②診断書（医師に記載してもらいます）

※精神障がいに関する年金を受給している方は、年金証書の写しと等級照会同意書があれば、診断書は不要です。

③写真（縦 4 cm×横 3 cmで、過去 1 年以内のもの）

④印鑑



2. 上記のものを、住民票のある市町村福祉担当窓口へ提出します。

※秋田市の場合は秋田市保健所が窓口となります



3. 後日、手帳の交付通知が届きます。通知と印鑑を持って市町村窓口へ行きます。

*原則として2年毎に更新の手続きが必要となります。更新手続きの際は手帳が必要です。（期限の3ヶ月前から更新手続き可能です）

*申請の内容に変更がある場合、窓口への届け出が必要です。

<手帳取得によるメリット>

バス・タクシー運賃や公共施設利用料金の減免、税金の控除等

※各都道府県・市町村によりメリットに違いがありますので、事前の確認が必要です。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい



秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター

018-884-6229